

渋谷区軽作業代行サービスのご案内

日常生活における簡単な作業を安価で代行するサービスを行っています。

対象者

渋谷区にお住まいで**65歳以上の在宅の方**で、
①～③のいずれかに該当する方

- ①一人暮らしの方
- ②65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③日中65歳以上の高齢者のみとなる世帯の方



ご利用の流れ

1. 申請(事前登録)



以下のいずれかの方法で申請してください。

申請書は、区ホームページ、地域包括支援センター、渋谷区役所5階高齢者福祉課にあります。

オンライン

区ホームページ「軽作業代行サービス」から

渋谷区 軽作業代行サービス

検索



窓口

地域包括支援センター または
渋谷区役所5階高齢者福祉課サービス事業係

郵送

150-8010(住所不要)渋谷区高齢者福祉課
サービス事業係 軽作業代行サービス担当あて

2. 利用資格認定通知書の送付



申請から2週間程度で区から「認定番号」の書かれた通知書が届きます。

3. 利用申込み



渋谷区シルバー人材センター(03-5465-1876 平日 午前9時～午後5時)へ「認定番号」を伝えてお申込みください。

サービス内容・利用金額については裏面をご覧ください

サービス内容・利用金額



サービス内容	利用単位	利用金額 (作業員1人)	利用上限
電球などの簡単な部品交換	1時間	200円	なし
ベランダの清掃、窓拭き、その他 居室外の清掃	1時間	500円	4時間/週
病院への付き添い	1時間	500円	8時間/週
散歩・近隣施設等への付き添い	1時間	500円	4時間/週
庭木の水遣り	1時間	500円	4時間/週
植木の剪定	3時間	5,000円	12時間/6か月
除草	3時間	3,000円	12時間/3か月

※生活保護受給者の方は無料となります。



注意点

- 作業時間が上記利用単位に満たない場合でも、利用単位時間数として計算します。
- 利用したいサービス毎に申込みをしてください。
- 専門的な知識や資格が必要なサービスや、危険・有害な作業は対象外となります。
- 「電球などの簡単な部品交換」は電球や蛍光灯自体の交換が対象となり、シーリングライトなど照明器具の交換は対象外となります。
- 高所作業等、安全上2人1組(利用単位時間数×2として計算)での作業となる場合があります。
- 付き添いのサービスは、身体介助及び車いすの操作は対象外です。
- 集合住宅の共用部分については対象外となります。
- 区からの認定番号取得前に利用した場合、死亡・転出等により利用資格がなく利用した場合、または利用上限を超えた場合は、渋谷区シルバー人材センターの定める金額が必要となります。

※特に植木の剪定・除草はご注意ください。

植木の剪定	作業員1人(3時間)	8,010円
除草	作業員1人(3時間)	5,340円

- 利用金額のほかに別途実費がかかる場合があります。

サービス内容に関するお問い合わせ・登録後の利用申込み

渋谷区シルバー人材センター 03-5465-1876 (平日 午前9時~午後5時)

事前登録・事業に関するお問い合わせ

高齢者福祉課サービス事業係 03-3463-1873(直通)